

ウ 一般建設業と特定建設業（法第3条、施行令第2条）

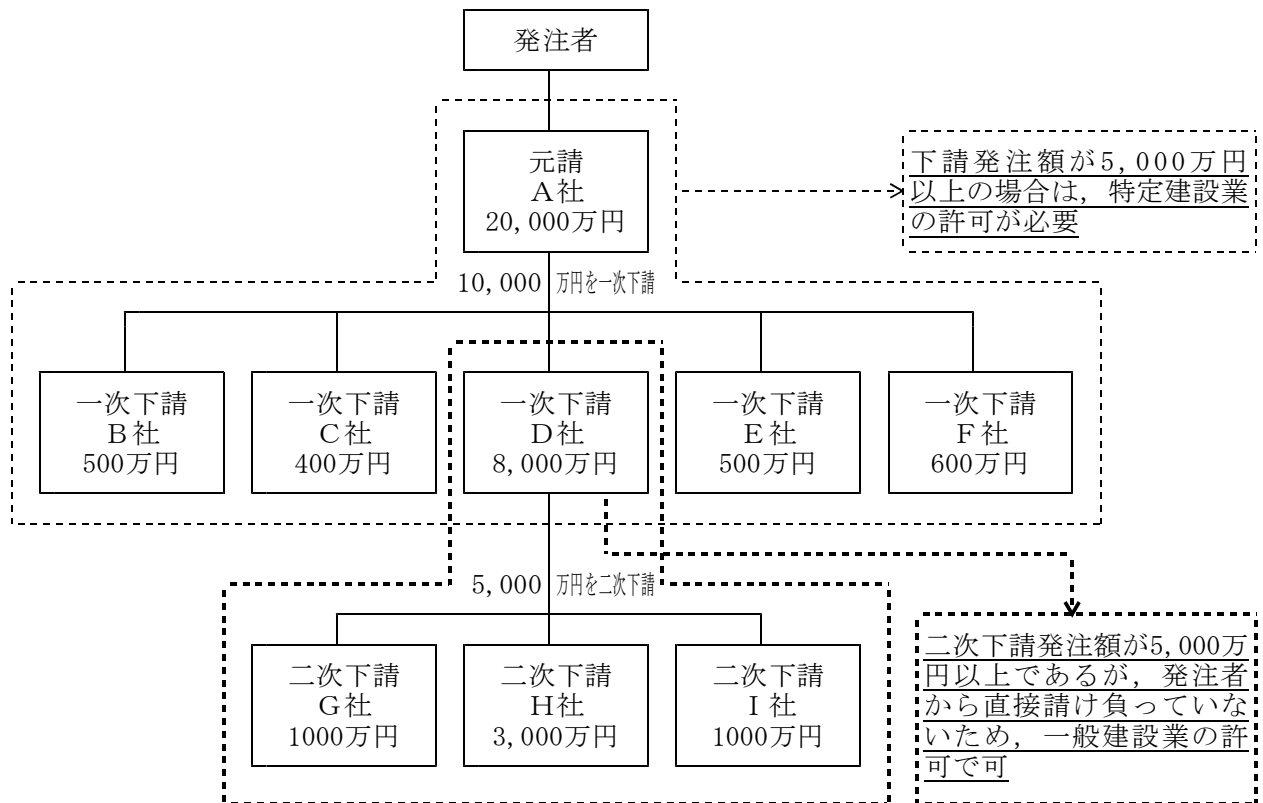
特定建設業 発注者から直接請け負った一件の建設工事（元請工事）について、下請契約の合計金額が5,000万円以上（建築一式工事においては、8,000万円以上）となる場合 *金額は消費税及び地方消費税を含む額
*元請人が提供する材料等の価格は含まない

一般建設業 上記以外

※「特定建設業」は、下請負人の保護の徹底を図るため、設けられたものです。

※令和7年2月より、特定建設業の金額要件が改められました。

（例）土木一式工事の場合



※ A社の場合、特定建設業の許可が必要、B～I社は、いずれも一般建設業の許可で可

※ 元請が発注者から請け負う額に制限はありません。

→ 特定か一般の判断は、元請が一次下請に発注する総額によって決まります。

※ 工事の規模の大小は関係ありません。

→ 元請が大規模な工事を受注した場合でも、その全部を元請が自社施工するか、一次下請発注総額が税込5,000万円未満であれば、一般建設業の許可で可